

奈勞発基 0831 第 2 号
令和 5 年 8 月 31 日

関係団体の長 殿

奈良労働局長
(公印省略)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

平素より労働安全衛生行政の推進につきまして格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

今般、標記の事項について、令和 5 年 8 月 29 日付け基発 0829 第 1 号をもって厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通知がありましたので、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知に御配慮頂きますようお願いいたします。



参考：厚生労働省_関連ページ